

建築課

新耐震基準の分譲マンションの耐震性確認支援について

1 経緯

区民の約9割がマンション等の共同住宅に居住しています。さらに分譲マンションの約半数が築30年を経過し、建替えや維持管理が課題となっています。

区は、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震性を支援していますが、平成28年の熊本地震や令和6年の能登半島地震では、平成12年に強化される前の新耐震基準の建物においても一部被害が見られたことから、新耐震基準で建てられた分譲マンションを対象に、耐震性を再確認する調査費用の助成を開始します。

2 概要

(1) 調査の内容

平成12年に強化された新耐震基準に基づく構造計算による耐震確認調査

(2) 対象建築物

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築された区内の分譲マンションで、非木造であること

(3) 対象者

分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者

(4) 助成額

耐震確認調査に要した費用の全額（上限：450万円）

(5) 令和7年度の事業経費

45,000千円

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月1日 区ホームページ等で周知
運用開始